

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第11条の2第1項		
許認可等の種類	資源管理規程の認可・変更の認可(漁協)		
法令の定め	前条第1項第1号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たって遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		
審査基準	水産業協同組合法施行令第3条第1項 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第2の1の(2)のエの(ア) 水産業協同組合法の一部を改正する法律の運用について第1の4の(2)		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第11条の4第1項	
許認可等の種類	信用事業規程設定の認可(漁協)	
法令の定め	組合は、第11条第1項第4号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第11条の4第3項		
許認可等の種類	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可（漁協）		
法令の定め	信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	8(日)・月（各（総合）振興局長（水産課））	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	7(日)・月（知事（水産林務部水産経営課））	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第11条の5	
許認可等の種類	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可(漁協)	
法令の定め	<p>組合は、第11条(事業の種類)第10項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。</p>	
審査基準	<p>水産業協同組合法施行令第2条及び第8条 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第4の(2)の⑤</p>	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	<p>総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm</p>	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第11条の11第1項ただし書き		
許認可等の種類	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認（漁協）		
法令の定め	第11条第1項第4号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。		
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第8項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第1項		
標準処理期間	総期間	15㊥・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	8㊥・月（各（総合）振興局長（水産課））	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	7㊥・月（知事（水産林務部水産経営課））	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 （水産業協同組合法施行細則第3条） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第11条の11第2項後段		
許認可等の種類	合算信用供与限度額を超える特例の承認（漁協）		
法令の定め	前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。		
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第9項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第19条第1項		
標準処理期間	総期間	20Ⓜ・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	10Ⓜ・月（各（総合）振興局長（水産課））	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	10Ⓜ・月（知事（水産林務部水産経営課））	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 （水産業協同組合法施行細則第3条） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第11条の12ただし書	
許認可等の種類	特定関係者等との取引等に係る承認(漁協)	
法令の定め	<p>第11条第1項第4号又は第11号の事業を行う組合は、その特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務産省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常 conditions に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引</p> <p>二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為</p>	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第23条第2項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	<p>総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条)</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm</p>	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第15条の2第1項	
許認可等の種類	共済規程設定の認可(漁協)	
法令の定め	組合が、第11条(事業の種類)第1項第11号の事業を行おうとするときは、共済事業(同号の事業(この事業に附随する事業を含む。))及び同条第7項の事業をいう。以下同じ。)の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。	
審査基準	共済規程例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第15条の2第2項
許認可等の種類	共済規程の変更又は廃止の認可(漁協)
法令の定め	共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	共済規程例
標準処理期間	総期間 15(日)・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課)) 協議機関 日・月() 処分機関 7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第17条の15第2項ただし書		
許認可等の種類	基準議決権数を超える議決権の取得、所有の承認（漁協）		
法令の定め	前項の規定は、同項の組合又は子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の農林水産省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は所有することとなった部分の議決権については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなった日から1年を超えてこれを所有してはならない。		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第35条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注：休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第34条の5第1項ただし書	
許認可等の種類	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可 (漁協)	
法令の定め	第11条第1項第4号の事業を行う組合を代表する理事(第34条の2第3項の組合を代表する理事を除く。)並びに当該組合の常務に従事する役員(第34条の2第3項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。	
審査基準	水産業協同組合法第34条の5第2項～第5項	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第48条第2項	
許認可等の種類	定款変更の認可(漁協)	
法令の定め	定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
審査基準	模範定款例 水産業協同組合法第64条	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第54条の2第3項		
許認可等の種類	信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可(漁協)		
法令の定め	前2項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第43条第2項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第44条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第63条第1項	
許認可等の種類	設立の認可(漁協)	
法令の定め	発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。	
審査基準	水産業協同組合法第64条 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第3の1 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第68条第2項
許認可等の種類	解散の認可(漁協)
法令の定め	解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	水産業協同組合法第64条第1号
標準処理期間	総期間 15(日)・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課)) 協議機関 日・月() 処分機関 7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第69条第2項	
許認可等の種類	合併の認可(漁協)	
法令の定め	合併は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第86条第2項	
許認可等の種類	定款変更の認可(漁業生産組合)	
法令の定め	第48条第2項を準用	
審査基準	模範定款例 水産業協同組合法第64条	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第86条第3項	
許認可等の種類	設立の認可(漁業生産組合)	
法令の定め	第63条第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第3の1	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第86条第4項		
許認可等の種類	解散の認可(漁業生産組合)		
法令の定め	第68条第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条第1号		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第86条第4項	
許認可等の種類	合併の認可(漁業生産組合)	
法令の定め	第69条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第87条の2第1項		
許認可等の種類	監査規程の認可・変更の認可・廃止の認可(漁連)		
法令の定め	連合会は、前条第1項第10号に規定する会員の監査又は同条第8項に規定する特定組合の監査の事業(以下この条において「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。		
審査基準	監査規程例		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第87条の3第4項		
許認可等の種類	銀行等を子会社としようとする場合の認可(漁連)		
法令の定め	<p>第1項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる会社(従属業務(第2項第1号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第9項並びに次条第1項において同じ。))又は第87条第1項第3号若しくは第4号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、第92条第3項において準用する第54条の2第3項又は第92条第5項において準用する第69条第2項の規定により第92条第3項において準用する第54条の2第2項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲り受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。</p>		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	<p>総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm</p>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第87条の3第5項ただし書		
許認可等の種類	認可対象会社を引き続き保有することに係る認可(漁連)		
法令の定め	前項の規定は、認可対象会社が、第1項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から1年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第3項において準用する同条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第87条の3第6項	
許認可等の種類	信託会社等を子会社としようとする場合の認可(漁連)	
法令の定め	第4項の規定は、第1項の連合会が、その子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第2項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第87条の4第2項		
許認可等の種類	基準議決権数を超える議決権の取得・所有の承認（漁連）		
法令の定め	第17条の15第2項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第35条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	10(日)・月（各（総合）振興局長（水産課））	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	10(日)・月（知事（水産林務部水産経営課））	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 （水産業協同組合法施行細則第3条） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第91条第2項		
許認可等の種類	解散の認可(漁連)		
法令の定め	解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。		
審査基準	水産業協同組合法第64条第1号		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第91条の2第2項		
許認可等の種類	権利義務の包括承継の認可(漁連)		
法令の定め	第69条第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第91条第2項において準用する同法第69条において準用する同法第64条		
標準処理期間	総期間	20Ⓜ・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10Ⓜ・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10Ⓜ・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	資源管理規程の認可・変更の認可(漁連)	
法令の定め	第11条の2第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第3条第1項 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第2の1の(2)のエの(ア) 水産業協同組合法の一部を改正する法律の運用について第1の4の(2)	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	信用事業規程設定の認可(漁連)	
法令の定め	第11条の4第1項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第92条第1項		
許認可等の種類	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可 (漁連)		
法令の定め	第11条の4第3項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月 (注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月 (各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月 ()	
	処分機関	7(日)・月 (知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ (電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係 (空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ (電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可(漁連)	
法令の定め	第11条の5を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第2条及び第8条 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第4の(2)の⑤	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認（漁連）	
法令の定め	第11条の11第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第13項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第1項及び第2項	
標準処理期間	総期間	15(日)・月（注：休日は含まない。）
	経由機関	8(日)・月（各（総合）振興局長（水産課））
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	7(日)・月（知事（水産林務部水産経営課））
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	合算信用供与限度額を超える特例の承認 (漁連)	
法令の定め	第11条の11第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第14項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第19条第1項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第92条第1項		
許認可等の種類	特定関係者等との取引等に係る特例の承認(漁連)		
法令の定め	第11条の12を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第23条第2項		
標準処理期間	総期間	20㊥・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10㊥・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10㊥・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第3項	
許認可等の種類	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可(漁連)	
法令の定め	第34条の5第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第34条の5第2項～第5項	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第3項	
許認可等の種類	定款変更の認可(漁連)	
法令の定め	第48条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第3項	
許認可等の種類	信用事業の譲渡又は譲受けの認可(漁連)	
法令の定め	第54条の2第3項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第43条第2項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第44条第2項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第4項	
許認可等の種類	設立の認可(漁連)	
法令の定め	第63条第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第92条第5項	
許認可等の種類	合併の認可(漁連)	
法令の定め	第69条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	信用事業規程設定の認可(加工協)		
法令の定め	第11条の4第1項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可 (加工協)		
法令の定め	第11条の4第3項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月 (注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月 (各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月 ()	
	処分機関	7(日)・月 (知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ (電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係 (空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ (電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第96条第1項	
許認可等の種類	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可(加工協)	
法令の定め	第11条の5を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第2条第及び第8条 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第4の(2)の⑤	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第96条第1項	
許認可等の種類	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認(加工協)	
法令の定め	第11条の11第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第15項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第1項及び第2項 漁業協同組合及び水産課加工業協同組合の行う信用事業に関する指導要綱に係る留意事項 について(平成5年10月15日5—333)	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	合算信用供与限度額を超える特例の承認(加工協)		
法令の定め	第11条の11第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第15項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第19条第1項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	特定関係者等との取引等に係る特例の承認(加工協)		
法令の定め	第11条の12を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第23条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	共済規程設定の認可(加工協)		
法令の定め	第15条の2第1項を準用		
審査基準	共済規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	共済規程の変更又は廃止の認可(加工協)		
法令の定め	第15条の2第2項を準用		
審査基準	共済規程例		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第1項		
許認可等の種類	基準議決権数を超える議決権の取得・所有の承認 (加工協)		
法令の定め	第17条の15第2項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第35条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第3項		
許認可等の種類	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可 (加工協)		
法令の定め	第34条の5第1項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第34条の5第2項及び第5項		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第3項		
許認可等の種類	定款変更の認可(加工協)		
法令の定め	第48条第2項を準用		
審査基準	模範定款例 水産業協同組合法第64条		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第3項		
許認可等の種類	信用事業の譲渡又は譲受けの認可(加工協)		
法令の定め	第54条の2第3項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第43条第2項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第44条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第96条第4項	
許認可等の種類	設立の認可(加工協)	
法令の定め	第63条第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第96条第5項	
許認可等の種類	解散の認可(加工協)	
法令の定め	第68条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第96条第5項		
許認可等の種類	合併の認可(加工協)		
法令の定め	第69条第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	信用事業規程設定の認可（加工連）	
法令の定め	第11条の4第1項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 信用事業規程例	
標準処理期間	総期間	15㊦・月（注：休日は含まない。）
	経由機関	8㊦・月（各（総合）振興局長（水産課））
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	7㊦・月（知事（水産林務部水産経営課））
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
申請先等	各（総合）振興局産業振興部水産課漁政係（空知、上川は林務課主査（水産））	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合（2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。）に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可 (加工連)	
法令の定め	第11条の4第3項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条 水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について第4の(2)の5 信用事業規程例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可(加工連)		
法令の定め	第11条の5を準用		
審査基準	水産業協同組合法施行令第2条及び第8条		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認(加工連)	
法令の定め	第11条の11第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第13項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第16条第1項及び第2項	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	合算信用供与限度額を超える特例の承認(加工連)	
法令の定め	第11条の11第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法施行令第10条第14項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第19条第1項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	特定関係者等との取引等に係る特例の承認(加工連)		
法令の定め	第11条の12を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第23条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	監査規程の認可・変更の認可・廃止の認可(加工連)	
法令の定め	第87条の2第1項を準用	
審査基準	監査規程例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	銀行等を子会社としようとする場合の認可(加工連)		
法令の定め	第87条の3第4項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第1項	
許認可等の種類	認可対象会社を引き続き保有することに係る認可(加工連)	
法令の定め	第87条の3第5項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第3項において準用する同条第2項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	信託会社等を子会社としようとする場合の認可(加工連)		
法令の定め	第87条の3第6項を準用		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	基準議決権数を超える議決権の取得・所有の承認(加工連)		
法令の定め	第87条の4第2項を準用(第17条の15第2項)		
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第35条第2項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第3項	
許認可等の種類	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可(加工連)	
法令の定め	第34条の5第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第34条の5第2項及び第5項	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第3項		
許認可等の種類	定款変更の認可(加工連)		
法令の定め	第48条第2項を準用		
審査基準	模範定款例 水産業協同組合法第64条		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第3項	
許認可等の種類	信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可(加工連)	
法令の定め	第54条の2第3項を準用	
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第43条第2項 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第44条第2項	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条第4項	
許認可等の種類	設立の認可(加工連)	
法令の定め	第63条第1項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第5項		
許認可等の種類	合併の認可(加工連)		
法令の定め	第69条第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第5項		
許認可等の種類	解散の認可(加工連)		
法令の定め	第91条第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条第1号		
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条第5項		
許認可等の種類	権利義務の包括承継の認可(加工連)		
法令の定め	第91条の2第2項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 (水産業協同組合法施行細則第3条) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第100条の8第1項
許認可等の種類	共済規程設定の認可(共水連)
法令の定め	第15条の2第1項を準用
審査基準	共済規程例
標準処理期間	総期間 15(日)・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課)) 協議機関 日・月() 処分機関 7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第100条の8第1項
許認可等の種類	共済規程の変更又は廃止の認可(共水連)
法令の定め	第15条の2第2項を準用
審査基準	共済規程例
標準処理期間	総期間 15(日)・月(注:休日は含まない。) 経由機関 8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課)) 協議機関 日・月() 処分機関 7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条の8第3項	
許認可等の種類	定款変更の認可(共水連)	
法令の定め	第48条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法		
根拠条項	第100条の8第4項		
許認可等の種類	設立の認可(共水連)		
法令の定め	第63条第1項を準用		
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例 ※全国を地区とする共済水産業協同組合連合会である全国共済水産業協同組合連合会が既に設立されているため、新たな共済水産業協同組合連合会は認可しないこととする。		
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)	
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条の8第5項	
許認可等の種類	解散の認可(共水連)	
法令の定め	第68条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条第1号	
標準処理期間	総期間	15(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	8(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	7(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法	
根拠条項	第100条の8第5項	
許認可等の種類	合併の認可(共水連)	
法令の定め	第69条第2項を準用	
審査基準	水産業協同組合法第64条 模範定款例 ※全国共済水産業協同組合連合会1つしか設立されていないため共済水産業協同組合連合会の合併は認可しないこととする。	
標準処理期間	総期間	20(日)・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	10(日)・月(各(総合)振興局長(水産課))
	協議機関	日・月()
	処分機関	10(日)・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	各(総合)振興局産業振興部水産課漁政係(空知、上川は林務課主査(水産))	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	漁業協同組合合併促進法	
根拠条項	第9条第1項	
許認可等の種類	都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定	
法令の定め	都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。	
審査基準	漁業協同組合合併促進法第9条第1項、第10条	
標準処理期間	総期間	日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月（ ）
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	日・月（ ）
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
申請先等	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）	
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	漁業協同組合合併促進法		
根拠条項	第11条第1項		
許認可等の種類	推進法人における事業計画等の認可(推進法人)		
法令の定め	推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。		
審査基準	漁業協同組合合併促進法施行規則第3条		
標準処理期間	総期間	日・月(注:休日は含まない。)	
	経由機関	日・月()	
	協議機関	日・月()	
	処分機関	日・月()	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
申請先等	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法		
根拠条項	第63条第1項		
許認可等の種類	合併等に対する資金援助等に関する適格性の認定		
法令の定め	<p>第61条第1項、第61条の2第1項、第62条第1項又は前条第1項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等を行う農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われるときまでに、当該合併等について、都道府県知事（合併後存続し、若しくは合併により設立される農水産業協同組合、信用事業の全部若しくは一部を譲受ける農水産業協同組合又は付保貯金移転を受ける農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。第7項並びに次条第1項、第6項及び第7項において同じ。）の認定を受けなければならない。</p>		
審査基準	農水産業協同組合貯金保険法第63条第4項		
標準処理期間	総期間	20(日)・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	日・月（ ）	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	20(日)日・月（ 知事（水産林務部水産経営課 ）	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法		
根拠条項	第63条第2項		
許認可等の種類	農水産業協同組合連合会等に対する資金援助に関する適格性の認定		
法令の定め	第62条第1項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われるときまでに、当該措置について、都道府県知事（当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣）の認定を受けなければならない。		
審査基準	農水産業協同組合貯金保険法第63条第4項		
標準処理期間	総期間	20(目)・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	日・月（ ）	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	20(目)日・月（ 知事（水産林務部水産経営課 ）	
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
申請先等	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号:28-216）		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法	
根拠条項	第92条第1項	
許認可等の種類	管理人と被管理農水産業協同組合との取引の承認	
法令の定め	管理人は、自己又は第三者のために被管理農水産業協同組合と取引をするときは、都道府県知事の承認を得なければならない。この場合には、民法第108条の規定は、適用しない。	
審査基準	なし (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は希であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である。)	
標準処理期間	総期間	20(目)・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	日・月()
	協議機関	日・月()
	処分機関	20(目)日・月(知事(水産林務部水産経営課))
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
申請先等	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)	
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	漁船損害等補償法施行令								
根拠条項	第7条第1項								
許認可等の種類	指定漁船調書の訂正の承認								
法令の定め	発起人は、指定漁船調書の記載を訂正する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。								
審査基準	発起人からの承認申請の内容（指定漁船の変動）が、漁船登録原簿の内容と合致していること。								
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>10日（注：休日は含まない）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>7日（総合振興局等水産課）</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>一日</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>3日</td> </tr> </table>	総期間	10日（注：休日は含まない）	経由機関	7日（総合振興局等水産課）	協議機関	一日	処分機関	3日
総期間	10日（注：休日は含まない）								
経由機関	7日（総合振興局等水産課）								
協議機関	一日								
処分機関	3日								
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)								
申請先等	総合振興局等水産課（経由）								
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)								
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm								

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	改善計画の認定
法令の定め	漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。
審査基準	次のいずれにも適合するものであると認められること。 1 改善計画の記載内容が、改善指針に照らし適切なものであること。 2 改善計画の記載内容が、漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。
標準処理期間	総期間 30日（注：休日は含まない） 経由機関 ー日（総合振興局等水産課） 協議機関 ー日 処分機関 ー日
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号：28-207）
申請先等	各総合振興局、振興局水産課（経由）（電話番号： ）
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ（電話番号：28-207）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	改善計画の変更の認定
法令の定め	法第4条第1項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。
審査基準	次のいずれにも適合するものであると認められること。 1 改善計画の記載内容が、改善指針に照らし適切なものであること。 2 改善計画の記載内容が、漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。
標準処理期間	総期間 30日(注:休日は含まない) 経由機関 ー日(総合振興局等水産課) 協議機関 ー日 処分機関 ー日
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-207)
申請先等	各総合振興局、振興局水産課(経由) (電話番号:)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-207)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28年 10月 1日作成)

法令名	輸出水産物の振興に関する法律
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録
法令の定め	輸出水産業者又は製造受託者（他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につき、当該事業場の所在地（漁船の場合にあっては、当該漁船の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない
審査基準	未設定 （法令の規定において、判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不用である。）
標準処理期間	総期間 10日・月（注：休日は含まない） 経由機関 5日・月（総合振興局等水産課） 協議機関 ー日・月 処分機関 5日・月
処分担当課	水産林務部水産局 水産経営課水産食品振興グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-231））
申請先	各総合振興局、振興局産業振興部水産課漁政係（電話番号： ）
問い合わせ先	水産林務部水産局 水産経営課水産食品振興グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-231））
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm